

労働基準関係法令違反に係る公表事案

宮城労働局

最終更新日：令和 8 年 8 月 1 日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) 県南開発	宮城県岩沼市	R7.8.20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第104条	一定の合図を定め、合図をするものを指名して、関係労働者に対し合図をさせずに機械の運転を開始させたもの	R7.8.20送検
日本通運(株)	東京都千代田区	R7.11.25	労働安全衛生法第22条 酸素欠乏症等防止規則第4条	作業を開始する前に、空気中の酸素の濃度を測定するため必要な測定器具を備え、又は容易に利用できるように措置を講じなかったもの	R7.11.25送検
(株) シー・シー・マインド	宮城県仙台市	R7.12.1	最低賃金法第 4 条	労働者 1 名に、1 か月分の定期賃金合計約30万円を支払わなかったもの	R7.12.1送検
(有)もがみ塗装	宮城県仙台市	R8.3.19	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約3.2mの一般家屋の屋根上で要求性能墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R8.3.19送検
大日本翼工芸会(株)	宮城県仙台市	R8.6.18	最低賃金法第 4 条	労働者 1 名に、約半月分の定期賃金を支払わなかったもの	R8.6.18送検